



県労連情報

発行

2018年7月11日

長野県労働組合連合会

長野市高田 276-8 TEL026-223-1683 FAX026-227-1783 HP <http://www.janis.or.jp/users/krn/>

最賃引き上げを求める自治体請願の採択広がる

県労連は 18 春闘の中で、最賃闘争の前進のために各自治体に請願書を提出し、その採択を求める取り組みを重点課題としました。この取り組みは、長野労連、上伊那地区労連、諏訪地区労連、佐久地区労連、松本地区労連、中高労連で実施され、以下のように6月議会までの7月5日現在、5市8町10村で採択、4市2町で趣旨採択、1町で一部採択となりました。2村が継続審議、不採択は2市1村という結果でした。昨年より取り組む地区労連が増え、その結果採択した自治体も大きく広がりました。初めて取り組んだ地区の役員さんからは、「議会に出席し説明を求められ、その準備が大変だった。」「もっとうまく説明すればと反省した」「中小企業の経営が大変という意見もあったが、最賃の格差が地域にも大きな影響を与える。人材確保のためにも引き上げが必要」等の賛成意見が出されたとの報告があります。幹事会は、全自治体での採択をめざして引き続き取り組むことを確認しました。

7月5日現在の集約状況

【 採択 】 5市8町10村

信濃町、飯綱町、小川村、伊那市、箕輪町、飯島町、南箕輪村、宮田村、中川村、諏訪市、下諏訪町、佐久市、軽井沢町、南相木村、佐久穂町、南牧村、小海町、塩尻市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、中野市

【 趣旨採択 】 4市2町 松本市、岡谷市、茅野市、富士見町、御代田町、小諸市

【 一部採択 】 1町 辰野町、

【 継続審議 】 北相木村、川上村、

【 不採択 】 長野市、駒ヶ根市、原村、

長野労働局に最賃引き上げと最賃審委員の公正任命を要請

6月28日に長野労働局に対して、最賃の大幅引き上げや最賃審委員の公正任命を求める要請を行いました。参加者から韓国・米国・欧州等の最賃引き上げの動きに比べて日本が遅れていること。長野県内の自治体で最賃引き上げの請願採択が広がっていること。今すぐ1000円にという要求の切実さが訴えられました。また、最賃審議会の大事な論議が公開されていないことの問題。最賃審委員から県労連推薦者が排除されていることの不当性が指摘されました。当局の主張する「総合的判断」があいまいで、その構成要素を示して欲しいとの要求には答えることができませんでした。

また、国会で重要な段階を迎えていた「働き方改革法案」の不当性を明らかにし、その撤回を求めました。「データの改ざんで法案の根拠が失われている」「過労死基準を超える残業を認めることは皆さんにとっても矛盾があるのではないのか」「本当にこれで長時間労働の改善につながるのか」という意見には「本庁に伝えます」と答えるにとどまりました。



署名の取り組みを強めましょう。第一次分・12,735筆を6月19日に提出しました。

長野県弁護士会が最低賃金の大幅な引き上げを求める 会長声明を出しました

最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明

- 1 最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。
- 2 平成29年10月1日、長野労働局長は、長野地方最低賃金審議会の答申を受け、長野県の地域別最低賃金を最低賃金時間額795円に改定した。従前770円であった時間額を25円引き上げたことは一定の評価が出来る。
しかし、最低賃金時間額795円では、労働者の生活の安定を望むことはできない。すなわち同賃金額では、労働時間が月173時間（法定労働時間、週40時間とした場合の1か月の労働時間）とすると、月額13万7535円、年収で165万420円にしかならない。
これはいわゆるワーキングプアの基準値の1つとして取り上げられる年収200万円に遠く及ばず、労働者の生活の安定が図れる水準ということとはできない。
- 3 また、最も高い東京都の最低賃金時間額958円と比して、時給で163円、月収で2万8199円、年収で33万8388円の開きがある。平成29年には、東京都で時間額26円の引き上げがあったのに対し、長野県では25円の引き上げにとどまっており、賃金格差は広がっている。
このような格差を放置することは、県内から特に若者が賃金の高い都市部へ流出する結果、長野県経済の健全な発展を阻害しかねない事態を招いている。
- 4 したがって、長野地方最低賃金審議会は、県内労働者の生活の安定を図り、もって経済の健全な発展を図るために、長野県の最低賃金を大幅に引き上げる答申をすべきである。

2018（平成30）年7月9日

長野県弁護士会
会長 金子

